指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名　：　株式会社志賀建設
　　法人番号　：　6380001011580
　　業者の住所　：　福島県石川郡石川町字屋敷入６３

2　指名停止の期間　：　①令和６年８月 20 日～令和６年 12 月 19 日（４か月）
　　②令和６年８月 20 日～令和６年 11 月 19 日（３か月）

3　指名停止の措置対象地区　：　①東北地区
　　②北海道地区、関東甲信地区、北陸地区、中部地区、
　　近畿地区、中国地区、四国地区、九州沖縄地区

4　事実概要

当該事業者の元社員及び元取締役は、福島県石川町が発注した複数の公共工事の入札において、石川町長が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和６年４月 30 日及び同年５月 21 日、福島県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年５月 21 日に地検郡山支部に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、当該事業者の元社員及び元取締役は、複数の公共工事の入札情報を入手した見返りとして、約 42 万円相当の物品を提供したとして、同年６月 10 日、福島県警に贈賄の容疑で再逮捕された。

5　指名停止の理由

４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第２第８号(下記参照)に該当する。

別表第２　　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期間及び措置対象地区
１～7　省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8　他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においては発生地区に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第 12 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 発生地区を対象として2か月以上12か月以内 発生外地区を対象として1か月以上12か月以内
9～16　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　建設企画部　工事契約課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)